

(日本語参考訳)



国際スワップ・デリバティブズ協会

国際スワップ・デリバティブズ協会が 2016 年 6 月 30 日に公表した

証拠金規制に関するセルフ・ディスクロージャー・レター

様々な法域において、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 及び証券監督者国際機構 (IOSCO) が公表した枠組みに基づき非清算デリバティブ取引の証拠金規制が実施されています¹。BCBS-IOSCO の枠組みに基づく証拠金規制は(i)カナダ、(ii)欧州連合、(iii)日本、(iv)スイス、及び(v)米国で提案又は採択されており、その他の法域においても同様の規制が提案され、採択されることが予想されます。このセルフ・ディスクロージャー・レターは、これらの一又は複数の新しい証拠金規制を遵守すべきこととなるかどうかの決定及びそのタイミングの決定について、必要な情報を相手方当事者に提供するための標準書式を市場参加者に提供することを目的としています。本レターに含まれる情報は、かかる決定を行う目的のためにのみ提供されるものです。

本レター中で使われる定義語は、付属書類 I～VI に規定されています。

¹ 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制 (Margin requirements for non-centrally cleared derivatives) (「BCBS-IOSCO の枠組み」) (2015 年 3 月) については、括弧内のサイトにて入手可能です (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d317.htm>)。

目次

1. 一般基本情報.....	4
2. カナダ情報.....	5
3. EU 情報.....	9
4. 日本情報.....	14
5. スイス情報.....	18
6. 米国情報.....	22

本レターの使用法

このセルフ・ディスクロージャー・レター（「本レター」）のセクション1は、本レターの差出人である市場参加者（「本人」）に関する一般情報を記載します。セクション1は本レターの全ての利用者が記入することになっています。

本レターの残りのセクションにおいては、法域又は規制当局に特有の情報を求めています。本レターを本人が他の市場参加者（「受領者」）に交付する際に記入しなければならないセクションは、受領者と本人の両者の法域及び規制上の地位により決まります。

例えば、本レターが「FC」（EU規則第648/2012号（Regulation (EU) No 648/2012）第2条(8)に定義されます。）である受領者に交付された場合、当該受領者としては、本レターのEUセクションにおいて求められる情報が、本人と受領者との特定の関係においてEU証拠金規制案（Draft EU Margin Requirements）が適用されるか否か及びどのように適用されるかを決定するために必要となる可能性のある情報です。同時に、本人が「FC」である場合、受領者はこの情報（（他の法域においても規制を受ける場合）代替的コンプライアンス及びその他規則の適用可能性を含みます。）を自己のためにも必要とする可能性があります。

従って、本レターを特定の受領者のために記入しようとする際、市場参加者は、当該受領者にとってどの法域のセクションの記入が必要か明確でない場合には、事前に当該受領者からの指図を得ることを検討してください。市場参加者は、少なくとも通知を受けた法域又はその他受領者が非清算デリバティブ取引の証拠金について一般的に規制を受けると判断する根拠のある法域に関するセクションについて記入してください。また、一又は複数の法域における非清算デリバティブ取引の証拠金規制の直接的な規制の対象となる市場参加者は、本レターのそれらの法域に該当するセクションについて記入してください。一の市場参加者に対して複数の証拠金規制が適用される場合があることにご留意ください。

本人と受領者との関係について、特定のセクションが適用されるか否かについて確信がない場合、当該受領者に連絡してください。市場参加者はこの目的のために、セクション 1 (c) を使って連絡先を交換することができます。

1. 一般基本情報

本セクション1では、本人の基本情報を記入してください。本セクション1において使用されている特定の用語の定義は、本レターの付属書類1に規定されています。

(a) 本人の情報

正式名称: _____

事業体識別子: _____

住所: _____

国: _____

州/県: _____

郵便番号: _____

(b) マルチ・ブランチ事業体情報²

本人はマルチ・ブランチ事業体ですか？

はい

いいえ

(c) 連絡先

以下は、本人が本レターで提供した情報、又は、本レターに返信する際に本人に提供すべき情報について、受領者が問い合わせをする場合の連絡先を提供するために利用することができます。以下の連絡先の記入は必須ではなく、受領者が、本レター又は本人に関して直接問い合わせるためにのみ提供されるものです。

名前: _____

電子メール: _____

電話: _____

² 一組の当事者が証拠金規制の対象であることを確定するため、支店について追跡調査を実施する必要がある場合があります。例として、EU規則第285/2014号（Regulation (EU) No. 285/2014）の第2条(2)をご覧ください。

(日本語参考訳)

2. カナダ情報

カナダ OSFI 証拠金規制が本人と受領者との間で適用される場合（すなわち、本人又は受領者のいずれかが、カナダ OSFI 証拠金規制の対象である場合）、本セクション 2 において該当する各サブセクションに記入してください。本セクション 2 において使用されている特定の用語の定義は、本レターの付属書類 II に規定されています。

(a) カナダ OSFI 証拠金規制上の事業体の地位

下記の各質問について、いずれか一つのボックスをチェックしてください。ボックスをチェックすることで、本人は、カナダ OSFI 証拠金規制の目的における自己の事業体の地位が、チェックしたボックスの箇所に記載されている地位であることを示します。

(i) 国内 FRFI

本人は、国内 FRFI ですか？

- はい
 いいえ

(ii) カナダ支店 FRFI

本人は、カナダ支店 FRFI を有していますか？

- はい
 いいえ

(iii) 規制対象事業体

本人は規制対象事業体ですか？

- はい
 いいえ

(b) **カナダ・クロスボーダー上の地位**

(i) カナダ支店³

本人が、カナダ国内の組織ではなく、かつ、セクション 1(b)においてマルチ・ブランチ事業体であることを示した場合、本人がカナダ支店を通じて受領者との間で E-22NCC デリバティブ取引を行うか否かを示してください。本人が、「カナダ支店取引は行わない」の横のボックスをチェックした場合、カナダ国内における一又は複数の支店を通じて受領者との間で E-22NCC デリバティブ取引を行わないことを示したことになります。本人が、「カナダ支店取引を行う」の横のボックスをチェックした場合、カナダ国内における一又は複数の支店を通じて受領者との間で E-22NCC デリバティブ取引を行う可能性があることを示したことになります。

- カナダ支店取引は行わない
 カナダ支店取引を行う

(c) **カナダ AANA 情報**

本人が、セクション 2(a)(i)において国内 FRFI であること、セクション 2(a)(ii)においてカナダ支店 FRFI を有すること、又はセクション 2(a)(iii)において規制対象事業体であると示されている場合、その適否に応じて以下の各質問について記入してください。

(i) カナダ AANA グループ情報

(1) 本人は、カナダ AANA グループのメンバーですか？

- はい
 いいえ

(2) 本人が、カナダ AANA グループのメンバーである場合、当該カナダ AANA グループの最終的な親会社について以下の情報を記入してください。

正式名称: _____
事業体識別子: _____
住所: _____

国: _____ 市: _____
県/州: _____
郵便番号: _____

³ このセクションは、非カナダ国籍でカナダ国内に支店を有する組織のみが記入します。

(ii) 2016 カナダ AANA 極度額⁴

下記のいずれか一つのボックスをチェックしてください。

- 下記の1番目のボックスをチェックした場合、2016年における本人のカナダAANAは、5兆カナダドルを超えることを示します。
- 下記の2番目のボックスをチェックした場合、2016年における本人のカナダAANAは、5兆カナダドル以下であることを示します。
- 下記の3番目のボックスをチェックした場合、本人のカナダAANAに関する情報が、自己のカナダの最終親会社により別途報告されることを示します。
- 下記の4番目のボックスをチェックした場合、本人は、自己のカナダAANAに関する情報が、自己のカナダ最終親会社以外の第三者により別途報告されることを示します。4番目のボックスをチェックした場合、本人は当該第三者の適切な連絡先も記入してください。

- カナダ AANA5 兆カナダドル超
 カナダ AANA5 兆カナダドル以下
 カナダ AANA 情報は、本人のカナダの最終親会社から別途報告される
 カナダ AANA 情報は、以下の者から別途報告される

正式名称: _____
事業体識別子: _____
住所: _____

国: _____ 市: _____
県/州: _____
郵便番号: _____

⁴ 当事者間で AANA の情報交換を毎年行う必要があるかもしれません。そのために ISDA は別途の様式を公表する可能性があり、また、AANA の継続的な情報交換を促進するために ISDA Amend の更新が予定されています。

(iii) カナダ AANA 極度額予想

本人の2016年のカナダAANAが5兆カナダドル以下の場合、下記の適当なボックスをチェックし、本人が該当するカナダAANA極度額を超えると予想する年（もしあれば）を示してください。このフォームを記入する方は、本セクションにおいて「回答拒否」を選択することができます。

この情報は必須ではなく、かつ、本人が、示された年に該当する極度額を実際に超過することを表明するものでもなく、受領者が、将来的に当初証拠金規制を遵守するために必要となりうるドキュメンテーションその他変更のための計画策定を可能にするためにのみ提供されるものです。

- 2017年（カナダAANA3.75兆カナダドル）
- 2018年（カナダAANA2.5兆カナダドル）
- 2019年（カナダAANA1.25兆カナダドル）
- 2020年（カナダAANA120億カナダドル）
- 上記のいずれでもない
- 回答拒否

3. EU 情報

店頭デリバティブ取引に関する EU 証拠金規制が本人と受領者との間で適用される場合（すなわち、本人又は受領者のいずれかが、EU 証拠金規制案に基づくかかる証拠金規制の対象になると予測される事業体である場合）、本セクション 3 において該当する各サブセクションに記入してください。本セクション 3 において使用される特定の用語の定義は、本レターの付属書類 III に規定されています。

(a) EU 事業体の地位

EU 証拠金規制案における本人の事業体の地位を示すため、下記の各質問について、その適否に応じて記入して下さい。いずれかのボックスをチェックすることで、本人は、EU 証拠金規制案における自己の事業体の地位が、チェックしたボックスの横に記載されている地位であることを示します。

(i) 本人が規制免除事業体の場合、どのタイプの規制免除事業体であることを示すために、下記の一又は複数のボックスをチェックしてください。

- 第 1 条(4)(a)事業体
- 第 1 条(4)(b)事業体
- 第 1 条(4)(c)事業体
- 第 1 条(5)(a)事業体
- 第 1 条(5)(b)事業体
- 第 1 条(5)(c)事業体
- 非事業組織

(ii) 本人が規制免除事業体ではない場合、下記のいずれか一つのボックスをチェックすることにより本人の事業体タイプを示してください。第三国事業体である本人については、このセクションは、当該事業体が欧州連合域内に設立された場合に適用されるであろうボックスをチェックしなければなりません。第三国事業体としての地位は、セクション 3(b)で示すことができます。

- FC
- NFC+
- NFC-

(b) **EU** クロスボーダー上の地位

上記の **EU** 事業体の地位の選択において **FC** 又は **NFC+** をチェックした場合、このセクション 3(b) の項目をその適否に応じて記入してください。

(i) **第三国事業体の地位**

下記の適切なボックスをチェックし、本人が第三国事業体であるか否かを示してください。

本人は第三国事業体ですか？

- はい
 いいえ

(ii) **DSF 保証**

本人が第三国事業体であると示されている場合、店頭デリバティブ契約に基づく本人の債務が **DSF** 保証の対象とされているか否かを下記のうち適切なボックスをチェックして示してください。

「**DSF 保証なし**」の横のボックスをチェックした場合、本人の知る限りにおいて、受領者との間の（その締結前に書面により受領者に通知された店頭デリバティブ契約以外の）店頭デリバティブ契約に基づく本人の債務は、いかなる **DSF** 保証の対象とされていないことを示します。

「**DSF 保証あり**」の横のボックスをチェックした場合、受領者との間の一又は複数の店頭デリバティブ契約に基づく本人の債務は、一又は複数の **DSF** 保証の対象とされていることを示します⁵。

- DSF 保証なし**
 DSF 保証あり

⁵ EU 規則.第 285/2014 号 (Regulation (EU) No 285/2014) の第 2 条 (保証の効果は契約毎に適用されることが示されています。) をご覧ください。

(iii) **EU 支店**

本人が、セクション 3(b)(i)において第三国事業体として、かつ、セクション 1(b)においてマルチ・ブランチ事業体であると示されている場合、下記の適切なボックスをチェックすることで、本人が、欧州連合域内に設置された一又は複数の支店を通じて、受領者との間で店頭デリバティブ契約に基づいて取引する可能性について示してください。

「EU 支店取引なし」の横のボックスをチェックした場合、本人が欧州連合域内に設置された一又は複数の支店を通じて受領者との間で店頭デリバティブ契約を締結することはないことを示します。

「EU 支店取引あり」の横のボックスをチェックした場合、本人が欧州連合域内に設置された一又は複数の支店を通じて受領者との間で店頭デリバティブ契約を締結する可能性があることを示します⁶。

- EU 支店取引なし
 EU 支店取引あり

(c) **EU・AANA 情報**

本人がセクション 3(a)(ii)において FC 又は NFC+ であると示されている場合（欧州連合域内に設置された場合に FC 又は NFC+ であつたであろう第三国事業体を含みます。）、下記の各質問についてその適否に応じて記入してください。

(i) **EU・AANA グループ情報**

(1) 本人は、EU・AANA グループのメンバーですか？

- はい
 いいえ

(2) 本人が、EU・AANA グループのメンバーである場合、当該 EU・AANA グループの EU 最終親会社について以下の情報を提供してください。

正式名称: _____

事業体識別子: _____

住所: _____

国: _____ 市: _____

州: _____ 郵便番号: _____

⁶ EU 規則第 285/2014 号 (Regulation (EU) No 285/2014) の第 2 条(2)をご覧ください。

(ii) 2016EU・AANA 極度額⁷

下記のいずれか一つのボックスをチェックしてください。

- 下記の 1 番目のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の EU・AANA は、3 兆ユーロを超えることを示します。
- 下記の 2 番目のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の EU・AANA は、3 兆ユーロ以下であることを示します。
- 下記の 3 番目のボックスをチェックした場合、本人の EU・AANA に関する情報が、自己の EU の最終親会社により別途報告されることを示します。
- 下記の 4 番目のボックスをチェックした場合と、本人は、自己の EU・AANA に関する情報が、自己の EU の最終親会社以外の第三者により別途報告されることを示します。4 番目のボックスをチェックした場合、当該第三者の適切な連絡先も記入してください。

- EU・AANA3 兆ユーロ超
- EU・AANA3 兆ユーロ以下
- EU・AANA 情報は、本人の EU の最終親会社から別途報告される
- EU・AANA 情報は、以下の者から別途報告される

正式名称: _____
事業体識別子: _____
住所: _____

国: _____ 市: _____
州: _____ 郵便番号: _____

(iii) EU・AANA 極度額予想⁸

本人の 2016 年の EU・AANA が 3 兆ユーロ以下の場合、下記の適当なボックスをチェックすることで、本人が該当する EU・AANA 極度額を超えると予想する年

⁷ 当事者間で AANA の情報交換を毎年行う必要がある場合があります。そのために ISDA は別途の様式を公表する可能性があり、また、AANA の継続的な情報交換を促進するために ISDA Amend の更新が予定されています。

⁸ 当事者間で AANA の情報交換を毎年行う必要がある場合があります。そのために ISDA は別途の様式を公表する可能性があり、また、AANA の継続的な情報交換を促進するために ISDA Amend の更新が予定されています。

(もしあれば) を示してください。このフォームを記入する方は、本セクションで「回答拒否」を選択することができます。

この情報は必須ではなく、かつ、本人が、示された年に該当する極度額を実際に超過することを表明するものではなく、受領者が、将来的に当初証拠金規制を遵守するために必要となりうるドキュメンテーションその他変更のための計画策定を可能にするためにのみ提供されるものです。

- 2017年 (EU・AANA2.25兆ユーロ)
- 2018年 (EU・AANA1.5兆ユーロ)
- 2019年 (EU・AANA0.75兆ユーロ)
- 2020年 (EU・AANA80億ユーロ)
- 上記のいずれでもない
- 回答拒否

4. 日本情報

日本証拠金規制が本人と受領者との間で適用される場合（すなわち、本人又は受領者のいずれかが、日本証拠金規制の対象である場合）、本セクション 4 において該当する各サブセクションに記入してください。本セクション 4 において使用されている特定の用語の定義は、本レターの一の付属書類 IV に規定されています。

(a) 日本証拠金規制上の事業体の地位 — 日本において設立された事業体

下記のいずれか一つのボックスをチェックしてください。ボックスをチェックすることで、本人は、日本証拠金規制の目的における自己の事業体の地位が、チェックしたボックスの横に記載されている地位であることを示します。

- 規制対象金融商品取引業者等
- 規制対象受託者⁹
- 上記のいずれでもない¹⁰

(b) 日本証拠金規制上の事業体の地位 — 日本において設立されていない事業体

(i) マルチ・ブランチ事業体である本人

本人が、セクション 1(b)においてマルチ・ブランチ事業体であると示している場合、本人が日本国内の支店を通じて受領者との間で店頭デリバティブ契約に基づいて取引を行うかどうかについて、下記の適切なボックスをチェックすることにより示してください。

本人が、「日本支店取引は行わない」の横のボックスをチェックした場合、日本国内におけるいずれの支店を通じても、受領者との間で店頭デリバティブ取引を行わないことを示したことになります。

本人が、「一部又は全てについて日本支店取引を行う」の横のボックスをチェックした場合、日本国内における一又は複数の支店を通じて受領者との間で一部又は全ての店頭デリバティブ取引を行う可能性があることを示したことになります。

- 日本支店取引は行わない：本人についてこのボックスをチェックした場合、店頭デリバティブ取引を行う日本国外の本人の本店及び/又は支店の地位について、下記のいずれかのボックスをチェックしてください。

⁹ 本人が金融商品取引業者等であり、信託の受託者でもある場合、本人が規制対象受託者であるか否か（規制対象金融商品取引業者等でないこと）を確認してください。この項目は信託銀行が信託の受託者として行為する場合のためのものです。本人がその固有財産のために行為する信託銀行である場合、規制対象金融商品取引業者等であるか否か（規制対象受託者ではないこと）を確認してください。

¹⁰ この地位は、(a)本人が金融商品取引業者等ではない場合、及び(b)本人が金融商品取引業者等であるものの、規制対象金融商品取引業者等又は規制対象受託者ではない場合を含みます。以下においても同様です。

- 規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者
- 規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者ではない

- 一部 又は全てについて日本支店取引を行う： 本人についてこのボックスをチェックした場合、(x)店頭デリバティブ取引を行う本人の日本支店の地位、及び(y)店頭デリバティブ取引を行う日本国外の本人の本店及び/又は支店の地位について、下記のいずれかのボックスをチェックしてください。

(A) 日本支店

- 規制対象金融商品取引業者等
- 規制対象受託者
- 上記のいずれでもない

(B) 日本国外の本店及び/又は支店

- 規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者
- 規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者ではない

(ii) マルチ・ブランチ事業体ではない本人

本人が、セクション 1(b)においてマルチ・ブランチ事業体ではないと示している場合、本人の地位について、以下のいずれか一つのボックスをチェックしてください。

- 規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者
- 規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者ではない

(c) 日本 AANA 情報

本人が、(i)セクション 4(a)において、規制対象金融商品取引業者等又は規制対象受託者、(ii)セクション 4(b)(i)において、規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者、規制対象金融商品取引業者等又は規制対象受託者、又は、(iii)セクション 4(b)(ii)において、規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者、と示されている場合、その適否に応じて下記の各質問について記入してください。

(i) 日本 AANA グループ情報

(1) 本人は、日本 AANA グループのメンバーですか？

- はい
 いいえ

(2) 本人が、日本 AANA グループのメンバーである場合、当該日本 AANA グループの最終的な親会社について以下の情報を提供してください。

正式名称: _____
事業体識別子: _____
住所: _____

国: _____ 市: _____
州: _____ 郵便番号: _____

(ii) 2016 日本 AANA 極度額

下記のいずれか一つのボックスをチェックしてください。

- 下記の 1 番目のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の日本 AANA は、420 兆円を超えることを示します。
- 下記の 2 番目のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の日本 AANA は、420 兆円以下であることを示します。
- 下記の 3 番目のボックスをチェックした場合、本人の日本 AANA に関する情報が、自己の日本の最終親会社により別途報告されることを示します。
- 下記の 4 番目のボックスをチェックした場合、本人は、自己の日本 AANA に関する情報が、自己の日本の最終親会社以外の第三者により別途報告されることを示します。4 番目のボックスをチェックした場合、当該第三者の適切な連絡先も記入してください。

- 日本 AANA420 兆円超
 日本 AANA420 兆円以下
 日本 AANA 情報は、本人の日本最終親会社から別途報告される
 日本 AANA 情報は、以下の者から別途報告される

正式名称: _____
事業体識別子: _____
住所: _____

国: _____ 市: _____
州/県 _____ 郵便番号: _____

(iii) 日本 AANA 極度額予想¹¹

本人の 2016 年の日本 AANA が 420 兆円以下の場合、下記の適当なボックスをチェックし、本人が該当する日本 AANA 極度額を超えると予想する年（もしあれば）を示してください¹²。このフォームを記入する方は、本セクションにおいて「回答拒否」を選択することができます。

この情報は必須ではなく、かつ、本人が、示された年に該当する極度額を実際に超過することを表明するものではなく、受領者が、将来的に当初証拠金規制を遵守するために必要となりうるドキュメンテーションその他変更のための計画策定を可能にするためにのみ提供されるものです。

- 2017 年（日本 AANA315 兆円）
- 2018 年（日本 AANA210 兆円）
- 2019 年（日本 AANA105 兆円）
- 2020 年（日本 AANA1.1 兆円）
- 適用なし
- 回答拒否

¹¹ 当事者間で AANA の情報交換を毎年行う必要があるかもしれません。そのために ISDA は別途の様式を公表する可能性があり、また、AANA の継続的な情報交換を促進するために ISDA Amend の更新が予定されています。

¹² 金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 11 項第 1 号ハ、第 2 号ロ、第 4 号ハの下では、前期における本人の日本 AANA を月末の想定元本金額の合計額の平均額に基づき計算しなければなりません（日本 AANA の定義をご覧ください。）。従って、本人の日本 AANA がかかる極度額に至るか否かを確認する時期は、参照年の変更に伴い、月末の想定元本金額の合計額の平均額を計算するための当該期間が変更する時になります。

5. スイス情報

FMIA 証拠金規制が本人と受領者との間で適用される場合（すなわち、本人又は受領者のいずれかが、FMIA 証拠金規制の対象である場合）、本セクション5において該当する各サブセクションに記入してください。本セクション5において使用されている特定の用語の定義は、本レター一の付属書類Vに規定されています。

(a) FMIA 事業体の地位

FMIA 証拠金規制上の本人の事業体としての地位を示すために、以下の各質問について記入してください。

- (i) 本人がFMIA 規制免除事業体である場合、どのタイプのFMIA 適用除外事業体であるかを示すために、下記の一又は複数のボックスをチェックしてください。

本人は、下記の地位であるため、FMIAのTitle 3（Market Conduct）のChapter 1（Derivatives Trading）の適用範囲から全面的又は部分的に除外されています。

- FMIA 第93条(4)(a)事業体
- FMIA 第93条(4)(b)事業体
- FMIA 第94条(1)(a)事業体
- FMIA 第94条(1)(b)事業体
- FMIA 第94条(1)(c)事業体
- FMIA 第94条(2)事業体
- FMIA 非事業体組織

- (ii) 本人がFMIA 規制免除事業体ではない場合、下記のいずれか一つのボックスをチェックし、本人の事業体タイプを示してください。FMIA 第三国事業体である本人については、スイス国で登録された場合に適用されるであろうボックスに記入してください。FMIA 第三国事業体の地位はセクション5(b)において示すことができます。

- FC+
- FC-
- NFC+
- NFC-

(b) **FMIA クロスボーダー上の地位**

上記セクション 5(a)において、FC+、FC- 又は NFC+がチェックされている場合、本セクション 5(b)も記入してください。本人が FMIA 第三国事業体であるか否かは、下記の適切なボックスをチェックすることにより示してください。

本人は、FMIA 第三国事業体ですか？¹³

- はい
 いいえ

(c) **FMIA・AANA 情報**

本人が上記セクション 5(a)(ii)において FC+、FC- 又は NFC+ (スイス国内において登記された場合に FC+、FC- 又は NFC+ であったであろう第三国事業体を含みます。) であると示されている場合、下記の各質問についてその適否に応じて記入してください。

(i) **FMIA・AANA グループ情報**

(1) 本人は、FMIA・AANA グループのメンバーですか？

- はい
 いいえ

(2) 本人が、FMIA・AANA グループのメンバーである場合、当該 FMIA・AANA グループの FMIA 最終親会社について以下の情報を提供してください:

正式名称: _____
事業体識別子: _____
住所: _____

国: _____ 市: _____
州: _____ 郵便番号: _____

¹³ 非スイス事業体のスイス支店は、本国において適切に規制、監督されていない場合には FMIA の規制対象となる可能性があり、その場合は「いいえ」とチェックする必要があることにご留意ください。

(ii) 2016FMIA・AANA 極度額¹⁴

下記のいずれか一つのボックスをチェックしてください。

- 下記の 1 番目のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の FMIA・AANA は、3 兆スイスフランを超えることを示します。
- 下記の 2 番目のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の FMIA・AANA は、3 兆スイスフラン以下であることを示します。
- 下記の 3 番目のボックスをチェックした場合、本人の FMIA・AANA に関する情報が、FMIA 最終親会社により別途報告されることを示します。
- 下記の 4 番目のボックスをチェックした場合、本人は、自己の FMIA・AANA に関する情報が、自己の FMIA 最終親会社以外の第三者により別途報告されることを示します。4 番目のボックスをチェックした場合、当該第三者の適切な連絡先も記入してください。

- FMI・AAANA3 兆スイスフラン超
- FMI・AAANA3 兆スイスフラン以下
- FMIA・AANA 情報は、本人の FMIA 最終親会社から別途報告される
- FMIA・AANA 情報は、以下の者から別途報告される

正式名称: _____

事業体識別子: _____

住所: _____

国: _____ 市: _____

州: _____ 郵便番号: _____

¹⁴ FMIA・AANA に関しては、本セクションは FMIO 第 131 条(5) (その第 6 項により、国際的標準に沿った実施時期の修正を反映するために、修正される可能性があります。)に基づいています。当事者間で AANA の情報交換を毎年行う必要があるかもしれません。そのために ISDA は別途の様式を公表する可能性があり、また、AANA の継続的な情報交換を促進するために ISDA Amend の更新が予定されています。

(iii) FMIA・AANA 極度額予想¹⁵

本人の2016年のFMIA・AANAが3兆スイスフラン以下の場合、下記の適当なボックスをチェックし、本人が該当するFMIA・AANA極度額を超えると予想する年（もしあれば）を示してください。このフォームを記入する方は、本セクションで「回答拒否」を選択することができます。

この情報は必須ではなく、かつ、本人が、示された年に該当する極度額を実際に超過することを表明するものでもなく、受領者が、将来的に当初証拠金規制を遵守するために必要となりうるドキュメンテーションその他変更のための計画策定を可能にするためにのみ提供されるものです。

- 2017年（FMIAAANA2.25兆スイスフラン）
- 2018年（FMIAAANA1.5兆スイスフラン）
- 2019年（FMIAAANA0.75兆スイスフラン）
- 2020年（FMIAAANA80億スイスフラン）
- 上記のいずれでもない
- 回答拒否

¹⁵ FMIA・AANAに関しては、本セクションはFMIO第131条(5)（その第6項により、国際的標準に沿った実施時期の修正を反映するために、修正される可能性があります。）に基づいています。

6 米国情報

米国のスワップ・ディーラー、有価証券関連スワップ・ディーラー、主要スワップ参加者、及び主要有価証券関連スワップ参加者は、他の事業活動に応じて CFTC、SEC 又は金融監督機関の証拠金規制の対象となります。本セクション 6 で使用される特定の用語の定義は、本レターの付属書類 VI に規定されています。

(a) CFTC

CFTC 証拠金規制が本人と受領者との間で適用される場合（すなわち、本人又は受領者のいずれかが、CFTC 証拠金規制の下で規制対象となるスワップ・ディーラー又は主要スワップ参加者である場合）、本セクション 6(a)の該当するサブセクションに記入してください。

(i) CFTC 事業体の地位¹⁶

下記のいずれか一つのボックスをチェックしてください。ボックスをチェックすることで、本人の CFTC 証拠金規制上の地位はチェックしたボックスの横に記載されている地位であることを示します。

- 金融監督機関に規制されないスワップ・ディーラー
- 金融監督機関に規制されない主要スワップ参加者
- 金融監督機関に規制されるスワップ・ディーラー又は主要スワップ参加者¹⁷
- CFTC 金融エンドユーザー
- 上記のいずれでもない

¹⁶ CFTC Reg. 23.151 参照。

¹⁷ ここでは「スワップ事業体」の用語は使われていません。なぜなら、金融監督機関と異なり、CFTC Reg.は、スワップ・ディーラー/主要スワップ参加者のカウンターパーティーが有価証券関連スワップ・ディーラー又は主要有価証券関連スワップ参加者であるか否かを問うてないからです。しかしながら、有価証券関連スワップ・ディーラー及び主要有価証券関連スワップ参加者は CFTC 金融エンドユーザーの定義に含まれていることをご留意ください。

(ii) CFTC クロスボーダー上の地位

(1) CFTC クロスボーダー上の地位 - 一般¹⁸

セクション 6(a)(i)において、「上記のいずれでもない」以外のボックスがチェックされている場合、下記の該当するボックスをチェックし、本人の CFTC 証拠金規制における管轄規則上の地位を示してください。ボックスをチェックした場合、本人の地位がチェックしたボックスの横に記載されている地位であることを示します。この質問について記入を行う者は、少なくともいずれか一つのボックスをチェックしてください。本人が複数のタイプに該当する場合、それぞれ適用のあるボックスをチェックしてください。

- CFTC 米国人
 CFTC 外国連結子会社
 上記のいずれでもない

(2) CFTC クロスボーダー上の地位 - 米国支店¹⁹

セクション 6(a)(ii)(A)において、「上記のいずれでもない」がチェックされ、かつ、本人がセクション 1(b)においてマルチ・ブランチ事業体であると示されている場合、本人が米国内の支店により、又は米国内の支店を通じて受領者との間で非清算スワップ取引を行う可能性があるか否かにつき、下記の適切なボックスをチェックすることで示してください。

「米国支店取引なし」の横のボックスをチェックした場合、本人が受領者との間で米国内における一又は複数の支店により、又はその支店を通じて非清算スワップ取引を行わないことを示します。

「一部又は全ての米国支店取引」の横のボックスをチェックした場合、本人が受領者との間で米国内における一又は複数の支店により、又はその支店を通じて非清算スワップ取引を行う可能性があることを示します。

- 米国支店取引なし
 一部又は全ての米国支店取引

¹⁸ CFTC Reg. 23.160(a)参照。

¹⁹ CFTC Reg. 23.160(b)(2)(ii)及び 81 Fed. Reg. 34832 頁参照（「委員会は、非米国 CSE は、米国支店により、又は米国支店を通じて米国内からスワップ活動を行う場合には委員会の証拠金規制の対象となるべきと考えています。」）。

(3) CFTC クロスボーダー上の地位 - 米国保証²⁰

セクション 6(a)(ii)(A)で「上記のいずれでもない」をチェックした場合、受領者との間の非清算スワップ取引に関する本人の債務が CFTC 米国人の保証を受けているか否かを下記の適切なボックスをチェックすることで示してください。

「CFTC 米国保証なし」の横のボックスをチェックした場合、本人の知る限りにおいて、受領者との間の（その締結前に書面により受領者に対して通知されたもの以外の）非清算スワップ取引における本人のいかなる債務も、CFTC 米国人による CFTC 保証の対象とされていないことを示します。

「CFTC 米国保証あり」の横のボックスをチェックした場合、受領者との間の非清算スワップ取引における本人の一又は複数の債務が、CFTC 米国人による CFTC 保証の対象とされていることを示します。

- CFTC 米国保証なし
 CFTC 米国保証あり

(b) 金融監督機関

PR 証拠金規制が本人と受領者との間で適用される場合（すなわち、本人又は受領者のいずれかが、PR 証拠金規制の対象であるスワップ事業者の場合）、本セクション 6(b)において該当する各サブセクションに記入してください。

(i) PR 証拠金規制における事業者の地位²¹

下記のいずれか一つのボックスをチェックし、PR 証拠金規制における本人の事業者の地位を示してください。いずれかのボックスをチェックすることで、本人の地位はチェックしたボックスの横に記載されている地位であることを示します。

- PR に規制されるスワップ・ディーラー又は有価証券関連スワップ・ディーラー
 PR に規制される主要スワップ参加者又は主要有価証券関連スワップ参加者
 PR に規制されないスワップ事業者
 PR 金融エンドユーザー
 上記のいずれでもない

²⁰ CFTC Reg. 23.160(b)参照。

²¹ PR Reg._2 参照。

(ii) PR のクロスボーダー上の地位²²

(1) PR のクロスボーダー上の地位 - 一般

セクション 6(a)(i)において、「上記のいずれでもない」以外のボックスがチェックされている場合、下記の適切なボックスをチェックすることで、本人のPR 証拠金規制の下における管轄規則上の地位を示してください。ボックスをチェックした場合、本人の地位がチェックしたボックスの横に記載されている地位であることを示します。

- PR 米国人²³
 PR 外国連結子会社
 上記のいずれでもない

(2) PR のクロスボーダー上の地位 - PR の米国支店及び代理人

セクション 6(b)(ii)(A)において、「上記のいずれでもない」がチェックされ、かつ、本人がセクション 1(b)においてマルチ・ブランチ事業体であると示されている場合、本人が受領者との間の非清算スワップ取引又は非清算有価証券関連スワップ取引をPR 米国支店にブッキングする可能性があるか、または、PR 米国支店をかかるとの取引のカウンターパーティー²⁴として設置する可能性があるか否かにつき、下記の適切なボックスをチェックすることにより示してください。

「PR 米国支店取引なし」の横のボックスをチェックした場合、本人が、受領者との間で非清算スワップ取引又は非清算有価証券関連スワップ取引を、一又は複数のPR 米国支店にブッキングすることも、PR 米国支店をかかるとの取引のカウンターパーティーとして設置することもないことを示します。

「一部又は全てのPR 米国支店取引」の横のボックスをチェックした場合、本人が、受領者との間で一部又は全ての非清算スワップ取引又は非清算有価証券関連スワップ取引を、一又は複数のPR 米国支店にブッキングす

²² PR Reg. 9(b)参照。

²³ **マルチ・ブランチ事業体のための重要な注意点**：本様式においては、定義された「PR 米国人」という用語は、米国の法の下で組織され又は認可を受けた支店又は代理店を（PR Reg. 9(b)(1)が非米国銀行の米国支店又は代理店を「米国又は米国内の州の法律の下で組織された事業体」と取扱っているにもかかわらず）含みません。米国内で組織されていない銀行又はPR 外国連結子会社は、この質問に対して「上記のいずれでもない」と回答しなければならず、セクション 6(b)(ii)(B)を用いて、取引を米国支店又は代理店でブッキングするか否かを受領者に知らせてください。

²⁴ 米国の金融監督機関は、PR 証拠金規制のセクション 9 の規定上「一般的にスワップ取引がブッキングされる事業体をカウンターパーティーと考える」旨を示しています。80 Fed. Reg. 74883 頁脚注 183 参照。

るか、PR 米国支店をかかるとの取引のカウンターパーティーとして設置する可能性があることを示します。

- PR 米国支店取引なし
- 一部又は全ての PR 米国支店取引

(3) PR クロスボーダー上の地位 – 米国内の保証

セクション 6(b)(ii)(A)の下で「上記のいずれでもない」がチェックされている場合、受領者との間の非清算スワップ取引又は非清算有価証券関連スワップ取引に関する本人の債務が、PR 米国人、PR 米国支店又はPR 外国連結子会社の保証を受けているか否かを下記の適切なボックスをチェックすることにより示してください。

「PR 米国保証なし」の横のボックスをチェックした場合、本人の知る限りにおいて、受領者との間の（その締結前に書面により受領者に対して通知されたもの以外の）非清算スワップ取引及び非清算有価証券関連スワップ取引は、いかなる PR 米国人、PR 米国支店又は PR 外国連結子会社からの保証も受けていないことを示します。

「PR 米国保証あり」の横のボックスをチェックした場合、受領者との間の一又は複数の非清算スワップ取引及び非清算有価証券関連スワップ取引が、PR 米国人、PR 米国支店又は PR 外国連結子会社から保証を受けている可能性があることを示します。

- PR 米国保証あり
- PR 米国保証なし

(c) スワップ・ヘッジ適用除外²⁵

本人が、証拠金規制からのスワップ・ヘッジ適用除外について適格性を有し、その利用を希望する場合、本セクション 6(c)の該当するサブセクションに記入してください²⁶。本人がスワップ・ヘッジ適用除外について適格性を有さず、又はその利用を希望しない場合はこのセクションを飛ばしてかまいません。

(i) ヘッジ適用除外における地位

下記の一又は複数のボックスをその適否に応じてチェックしてください。ボックスをチェックすることは、適用のある取引固有の要件の充足を条件として、本人が、適用のある米国証拠金規制からの特定のスワップ・ヘッジ適用除外に依拠する資格を有することを示します。これらのボックスをチェックする方は、(i)ボックスをチェックすることが、特定の非清算スワップ取引に関してかかる適用除外を利用する選択となるものではないこと、及び、(ii)受領者が、特定の非清算スワップ取引の適用除外に依拠するために追加的な情報を要求できることにご留意ください。このセクションを飛ばすことによって、いかなるスワップ取引に関しても、スワップ・ヘッジ適用除外の適格性を有する本人にとって、後日当該スワップ・ヘッジ適用除外の選択が不可能になることはありません。

- CFTC 非金融機関適用除外
- CFTC 小規模銀行適用除外
- CFTC 専属金融会社適用除外
- CFTC 免除協同組合適用除外
- CFTC 財務関係会社適用除外²⁷

(ii) スワップ・ヘッジ適用除外の選択

セクション 6(c)(i)のいずれかのボックスがチェックされている場合、下記の適切なボックスをチェックし、本人が証拠金規制からのスワップ・ヘッジ適用除外に依拠するか否かを示してください。

「全ての取引」の横のボックスをチェックした場合、該当するスワップ取引の締結前に書面により受領者に対して、上記セクション 6(c)(i)で示されたスワップ・ヘッジ適用除外に依拠して締結するものではないことを通知していない限り、本人が、受領者との間の全ての非清算スワップ取引を上記セクション 6(c)(i)におい

²⁵ PR Reg. 1(d)及び CFTC Reg. 23.150(b)参照。

²⁶ 本セクションは 2013 年 3 月 ISDA・DF プロトコルの規定と実質的に類似しています。しかし、当該プロトコルの一部の規定とは異なり、本セクションは、CEA § 2(h)の清算義務の判断の対象となるスワップ取引に特有のものではありません。2013 年 3 月 DF サプリメント・スケジュール 2 パート IV を参照。

²⁷ Consolidated Appropriations Act, 2016, Pub. L. 114-113 が、CEA § 2(h)(7)(D)及び Exchange Act §3C(g)(4)を修正していることにご留意ください。

て示されたスワップ・ヘッジ適用除外に依拠して締結するものであり、かつ、該当する適用除外の条件（当該取引を「商業的リスクのヘッジ又は緩和」の目的で締結するために適用のある要件を含みませんが、これに限りません。）を遵守するものであることを示します²⁸。

「全ての取引ではない」の横のボックスをチェックした場合、本人が、受領者との間の全ての非清算スワップ取引についてスワップ・ヘッジ適用除外に依拠して行うものではない可能性、及び、特定の取引についてスワップ・ヘッジ適用除外に依拠する場合、該当する適用除外の条件（「商業的リスクのヘッジ又は緩和」の目的で締結するために適用のある要件を含みませんが、これに限りません。）を遵守するものであることを示します。

- 全ての取引
- 全ての取引ではない

(iii) スワップ・ヘッジ適用除外の報告²⁹

セクション 6(c)(i)のいずれかのボックスをチェックした場合、下記の適切なボックスをチェックし、年次の報告を行うことによってスワップ・ヘッジ適用除外報告要件を充足するか、あるいは受領者にかかる報告要件を充足するよう要求するかを示してください。

「本人による年次報告」の横のボックスをチェックした場合、(i)該当する非清算スワップ取引の締結前に受領者に対して別途書面により通知していない限り、適用ある場合、本人は、スワップ・ヘッジ適用除外報告要件を年次報告を行うことにより充足するものであること、及び(ii)本人のスワップ・ヘッジ適用除外報告要件充足に関連して報告される全ての情報が、全ての重要な点において正確かつ完全であることを示します。

「受領者による取引報告」の横のボックスをチェックした場合、本人が受領者をしてスワップ・ヘッジ適用除外報告要件を充足させる意図であることを示します。

- 本人による年次報告
- 受領者による取引報告

²⁸ CEA § 2(h)(7)(A)(ii)及び CFTC Reg. 50.50(c)参照。

²⁹ PR Reg. 1.1(d)及び CFTC Reg. 23.150(b)参照。

(iv) スワップ・ヘッジ適用除外情報

セクション 6(c)(iii)において「受領者による取引報告」の横のボックスがチェックされている場合、かかる報告に必要な情報を提供するため、下記のサブセクションを記入することができます。

(1) 金融債務³⁰

下記の一又は複数のボックスをその適否に応じてチェックし、本人が非清算スワップ取引の締結に関連する金融債務を通常どのように充足するかについて示してください。

- 書面による信用補完契約
- 質入れ又は担保付資産（信用補完契約その他の手段に基づく証拠金の差入れ又は受領を含みます。）
- 書面による第三者保証
- 自己の利用可能な財源
- 上記選択肢以外の方法

(2) SEC 発行体/報告義務者

下記のいずれか一つのボックスをチェックしてください。「SEC 発行体/報告義務者」の横のボックスをチェックした場合、本人が **Exchange Act** 第 12 条に基づく登録を行っている証券の発行体であるか、**Exchange Act** 第 15 条(d)に基づく報告の届出義務を負うことを示します³¹。「SEC 発行体/報告義務者ではない」の横のボックスをチェックした場合、本人が **Exchange Act** 第 12 条に基づく登録を行っている証券の発行体ではなく、かつ、**Exchange Act** 第 15 条(d)に基づく報告の届出義務がないことを示します。

- SEC 発行体/報告義務者
- SEC 発行体/報告義務者ではない

³⁰ CFTC Reg. 50.50(b)(iii)(C)参照。

³¹ CFTC Reg. 50.50(b)(iii)(D)参照。CFTC は、この文脈における「証券の発行体」の意味について、SEC が、エンドユーザーの有価証券関連スワップ取引の清算義務からの適用除外を実施する提案と同様の解釈をしているため、本用語は、証券の発行体に「支配されている」事業体も含むものと解釈されています。77 Fed. Reg. 42560, 42570 頁（2012年7月19日）（75 Fed. Reg. 79992, 79996 頁脚注 34（2010年12月21日）を引用）参照（「エンドユーザーの清算義務適用除外を行使する当事者は、[SEC]としては、Exchange Act 第 12 条に基づく登録を行っている価証の発行体、又は Exchange Act 第 15 条(d)に基づく報告書の提出義務がある発行体に支配されている場合、Exchange Act 第 12 条に基づく登録を行っている証券の発行体、又は Exchange Act 第 15 条(d)に基づく報告書の提出義務がある発行体であると考えている。」）参照。

(3)SEC セントラル・インデックス・キー番号³²

セクション 6(c)(iv)(2)において「SEC 発行体/報告義務者」にチェックがある場合、本人の SEC セントラル・インデックス・キー番号をここに記入してください。

(4)取締役会の承認³³

セクション 6(c)(iv)(2)において「SEC 発行体/報告義務者」にチェックした場合、下記の適切なボックスをチェックした場合、本人の取締役会における適切な委員会（又は同等の機関）が、清算集中義務から免除される非清算スワップ取引を締結する決定について検討し承認したものであるか否かを示してください。

「取締役会の承認あり」の横のボックスをチェックした場合、本人の取締役会における適切な委員会（又は同等の機関）が、清算集中義務から免除される非清算スワップを締結する決定について検討し承認したものであることを確認するものです。

「取締役会の承認なし」の横のボックスのチェックした場合、本人が、この時点において、取締役の適切な委員会（又は同等の機関）が、清算集中義務から免除される非清算スワップを締結する決定について検討し承認したことを確認していないことを示します。

- 取締役会の承認あり
 取締役会の承認なし

³² CFTC Reg. 50.50(b)(iii)(D)(1)参照。

³³ CFTC Reg. 50.50(b)(iii)(D)(2)参照。

(d)米国 AANA 情報

本レターのセクション 6(a)(i)又はセクション 6(b)(i)のいずれかで、「上記のいずれでもない」以外のボックスをチェックした場合³⁴、セクション 6(d)の該当する各サブセクションに記入してください。

(iv) 米国 AANA グループ情報

下記の各質問についてその適否に応じて記入してください。

(1)本人は、米国 AANA グループのメンバーですか？

はい

いいえ

(2)本人が米国 AANA グループのメンバーである場合、当該米国 AANA グループの最終親会社について以下の情報を記入してください。

正式名称: _____

事業体識別子: _____

住所: _____

国: _____ 市: _____

州: _____ 郵便番号: _____

³⁴ すなわち、本人が、米国内において規制対象となるスワップ事業体、CFTC 金融エンドユーザー、又は PR 金融エンドユーザーのいずれかとして示された場合となります。

(ii)2016 米国 AANA 極度額³⁵

下記のボックスのいずれかをチェックしてください。

- 下記の最初のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の米国 AANA は、3 兆ドルを超過すること、及び本人が重大なスワップ・エクスポージャーを有することを示します³⁶。
- 下記の 2 番目のボックスをチェックした場合、2016 年における本人の米国 AANA は、3 兆ドルを超えないこと、又は本人が重大なスワップ・エクスポージャーを有さないことを示します。
- 下記の 3 番目のボックスをチェックした場合、本人の米国 AANA に関する情報が、米国の最終親会社により別途報告されることを示します。
- 下記の 4 番目のボックスをチェックした場合、本人は、自己の米国 AANA に関する情報が、自己の米国最終親会社以外の第三者により別途報告されることを示します。4 番目のボックスをチェックした場合、本人は当該第三者の適切な連絡先も記入してください。

- 米国 AANA 3 兆ドル超、かつ実質的スワップ・エクスポージャー
- 米国 AANA 3 兆ドル以下、又は実質的スワップ・エクスポージャーなし
- 米国 AANA 情報は、本人の米国最終親会社から別途報告される
- 米国 AANA 情報は、以下の者から別途報告される

正式名称: _____

事業体識別子: _____

住所: _____

³⁵ PR Reg. 1.1(e)(1)及び CFTC Reg. 23.161(a)(1)参照。当事者間で AANA の情報交換を年次で行う必要がある場合があります。そのために、ISDA は別途の様式を公表する可能性があり、また、AANA の継続的な情報交換を促進するために ISDA Amend の更新が予定されています。

³⁶ CFTC Reg. 23.161(a)の遵守スケジュールの下では、対象スワップ事業体及びそのカウンターパーティーが明記された 2016 年の米国 AANA を超過している場合、最低証拠金差入義務を遵守することが第一の遵守段階になります。規則の下では、「重大なスワップ・エクスポージャーをもつ金融エンドユーザー又はスワップ事業体」として定義される「規制対象当事者」に関しては、当初証拠金条件の遵守が求められます。CFTC Reg. 23.151 参照。したがって、「スワップ事業体」以外の事業体との取引については、対象スワップ事業体は、理論的に当該事業体が米国 AANA 極度額を超過しているか否か、及び同事業体が「重大なスワップ・エクスポージャー」（米国 AANA とは異なる計測期間になります）を有するか否かを知りたいものと思われま。同様の問題が PR Reg. 1.1(e) (1)にも該当します。

国: _____ 市: _____
州: _____ 郵便番号: _____

(iii)米国 AANA 極度額予想

本人の 2016 年の米国 AANA が 3 兆ドルを超えない場合、下記の適切なボックスをチェックすることで、本人が該当する米国 AANA 極度額を超えると予想する年（もしあれば）を示してください。このフォームを記入する方は、本セクションで「回答拒否」を選択することができます。

この情報は必須ではなく、かつ、本人が、示された年に該当する極度額を実際に超過することを表明するものでもなく、受領者が、将来的に当初証拠金規制を遵守するために必要となりうるドキュメンテーションその他変更のための計画策定を可能にするためにのみ提供されるものです。

- 2017 年（米国 AANA2.25 兆ドル）³⁷
- 2018 年（米国 AANA1.5 兆ドル）³⁸
- 2019 年（米国 AANA0.75 兆ドル）³⁹
- 2020 年（実質的スワップ・エクスポージャー）⁴⁰
- 上記のいずれでもない
- 回答拒否

³⁷ PR Reg._.1(e)(3)及び CFTC Reg. 23.161(a)(3)参照

³⁸ PR Reg._.1(e)(4)及び CFTC Reg. 23.161(a)(4)参照

³⁹ PR Reg._.1(e)(5)及び CFTC Reg. 23.161(a)(5)参照

⁴⁰ これは、80 億ドルとなります。但し、「重大なスワップ・エクスポージャー」の計測期間は米国 AANA の計測期間とは異なることにご留意ください。PR Reg._.1(e)(6)及び CFTC Reg. 23.161(a)(6)参照。

本レターにおいて提供された情報は、本人が知り、かつ信じる限りにおいて、この証拠金規制にかかるセルフ・ディスクロージャー・レターの記入日において正確です。セクション 3(c)(iii)、6(d)(iii)、4(c)(iii)、及び 5(c)(iii)において提供された回答以外の情報について、当該情報に重要な点で変更があった場合、直ちに更新することに合意します。

[本人の名称]⁴¹

署名: _____

氏名: _____

肩書: _____

記入日:

⁴¹本レターが一又は複数の本人の代理人から交付される場合、代理人は、「[本人の名称][添付の別紙上にリストされた本人]の代理人として」と記入してください。代理人が複数の本人の代理人の場合、(i)当該本人の名前を別紙に記載し、(ii)本レターは、当該別紙にリストされた各本人に関してそれぞれ別個のレターであるものとして取り扱われます。同様に、本レターが一又は複数の信託又は信託ファンドの受託者により交付される場合、受託者は、「[信託又は信託ファンドの名称][添付の別紙上にリストされた[信託][信託ファンド]]の受託者として」と記入してください。

付属書類 I： 定義 - 一般基本情報

「対象証拠金規制（Covered Margin Requirements）」とは、カナダ OSFI 証拠金規制、EU 証拠金規制案、CFTC 証拠金規制、PR 証拠金規制、SEC 証拠金規制、日本証拠金規制、及び FMIA 証拠金規制をいう。

「事業体識別子（Entity Identifier）」とは、[LEI/GEI/その他の許容可能な識別名]をいう。

「本レター（Letter）」又は「セルフ・ディスクロージャー・レター（Self-Disclosure Letter）」とは、2016年6月30日に国際スワップ・デリバティブズ協会が公表したこの証拠金規制にかかるセルフ・ディスクロージャー・レターをいう。

「マルチ・ブランチ事業体（Multibranch Entity）」とは、対象証拠金規制において、多数の法域に支店、事業所又は代理店を有する銀行その他の事業体をいう。

「本人（Principal）」とは、セクション 1(a)で示されている、本レターでその情報が開示される市場参加者をいう。

「受領者（Recipient）」とは、本レターが交付される本人のデリバティブ取引の当事者をいう。

付属書類 II: 定義 — カナダ情報

「カナダ AANA (Canada AANA)」とは、カナダ AANA グループの所定の年の 3 月、4 月及び 5 月の E-22NCC デリバティブズの想定元本金額の合計額の平均に等しいカナダドル建ての金額をいい、関係会社間の取引を除外するが、疑義を避けるために付言すると、現物決済型の外国為替フォワード取引及び現物決済型の外国為替スワップを含む。

「カナダ AANA グループ (Canada AANA Group)」とは、連結財務諸表が作成される事業体グループをいう⁴²。

「カナダ支店 FRFT (Canada Branch FRFI)」とは、(i)銀行法 (カナダ) に基づいて設立された公認の外国銀行のカナダ支店、又は(ii)保険会社法 (カナダ) の下でカナダ国内において保険業を営む外国会社の支店のいずれかをいう⁴³。

「カナダ OSFI 証拠金規制 (Canada OSFI Margin Requirements)」とは、ガイドライン E-22 をいう。

「カナダ最終親会社 (Canada Ultimate Parent)」とは、本レターのセクション 2(c)(i)(2)で示されている法人をいう。

「規制対象事業体 (Covered Entity)」とは、2016 年又は以後の年にカナダ AANA が 120 億カナダドルを超えるカナダ AANA グループ⁴⁴に属する E-22 金融機関をいう。前記に関わらず、規制対象事業体は、除外規制対象事業体である事業体を含まない。

「国内 FRFT (Domestic FRFI)」とは、(i)銀行法 (カナダ) の下で設立された銀行、(ii)銀行法 (カナダ) の下で設立された銀行持ち株会社、(iii)信託及び貸付会社法 (カナダ) の下で設立された会社、(iv)信用協同組合法 (カナダ) の下で設立された組合、(v)保険会社法 (カナダ) の下で設立された会社、又は(vi)保険会社法 (カナダ) の下で設立された保険持ち株会社のいずれかをいう。

⁴² ガイドライン E-22 において、カナダ AANA グループは、単一の事業体のみから構成される場合があります。

⁴³ 保険会社法 (カナダ) は支店の概念を採用していませんが、OSFI は、外国会社がカナダ国内の支店を通じて保険業を営む場合に言及しています。ガイドライン E-22 の脚注 6 をご参照ください。

⁴⁴ 対象事業体の定義を投資ファンドに適用にあたって、OSFI は、ガイドライン E-22 で以下のとおり規定しています。

「投資顧問により運用される投資ファンドは、他とは区別される事業体と考えられ、当該ファンドの履行不能又は破産において他の投資ファンド又は投資顧問から担保、保証その他の支援を受けない個別の法的主体である限りにおいて、極度額 [120 億カナダドル] の適用にあたっては別々に取り扱われる。」

「E-22 デリバティブ (E-22 Derivative)」とは、その価値が、一又は複数の原参照資産の価値に依拠し、又はそれから派生する金融契約をいう。その価値は、株、債券、商品、通貨、金利及び市場インデックスを含む原資産の価格変動により決まる。現物決済型の商品取引は「E-22 デリバティブ (E-22 Derivative)」の定義には含まれない。

「E-22 金融機関 (E-22 Financial Entity)」とは、金融資産の運用、貸付、ファクタリング、リース、信用補完の供与、証券化、投資、証券保管業務、自己勘定売買及びその他の金融サービス活動を含む事業を主な業務とする法人をいい、預金受け入れ機関、保険会社、年金基金、ヘッジファンド及びアセットマネージャーを含むがこれらに限定されない。

「E-22NCC デリバティブ (E-22 NCC Derivative)」とは、E-22 デリバティブのうち、中央清算機関を通じて清算が行われないものをいう。

「規制対象除外事業体 (Excluded Covered Entity)」とは、国際決済銀行、中央清算機関、除外事業体、適用除外国際開発金融機関、公共部門事業体、OSFI の適正資本要件指針の下でリスクウェイトがゼロとなる国際的な開発金融機関及びソブリンをいう。

「除外事業体 (Excluded Entities)」とは、(i)企業グループ内で関係会社のためにリスク管理業務を担う財務関係会社、(ii)負債を発生させることにより、特定の資産プールの資金調達、又は特定のリスク・エクスポージャーの引受けを行うために設立された特別目的会社（「SPE」）（但し、SPE の債務（スワップ・カウンターパーティーに対する債務を含む。）は、特定の金融資産プールにより担保されているものとする。）、(iii)投資ファンドのために又はその指図により、不動産その他の現物資産を取得し保有する目的で投資ファンドが設立した SPE、(iv)不動産の取得又は投資の目的で設立された SPE、及び(v)不動産その他の現物資産への投資目的で設立された集団投資ビークルをいう。

「適用除外国際開発金融機関 (Exempt Multilateral Development Institutions)」とは、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、欧州開発銀行理事会及び予防接種のための国際金融ファシリティをいう。

「ガイドライン E-22 (Guideline E-22)」とは、2016年2月に OSFI により公表された非清算集中デリバティブのための証拠金規制に関する OSFI ガイドライン E-22 をいう。

「OSFI」とは、カナダの金融機関監督局をいう。

「公共部門事業体 (public sector entities)」とは、(i)政府が直接又は完全に所有する事業体、(ii)政府の定期的な資金援助を受ける学校、委員会、病院、大学、及び社会サービス・プログラム、及び(iii)地方自治体をいう。

付属書類Ⅲ：定義 — EU 情報

「第1条(4)(a)事業体 (Article 1(4)(a) Entity)」とは、欧州中央銀行制度のメンバー及び類似の機能を果たす欧州連合加盟国の組織、並びに公的債務の管理を担当し、又はこれに関与する欧州連合の公共団体をいう。

「第1条(4)(b)事業体 (Article 1(4)(b) Entity)」とは、国際決済銀行をいう。

「第1条(4)(c)事業体 (Article 1(4)(c) Entity)」とは、日本又はアメリカ合衆国の公的債務の管理を担当し、又はこれに関与する中央銀行又は公共団体をいう。

「第1条(5)(a)事業体 (Article 1(5)(a) Entity)」とは、指令 2006/48/EC の別添 VI パート 1 セクション 4.2 に列挙されている国際的な開発金融機関をいう。

「第1条(5)(b)事業体 (Article 1(5)(b) Entity)」とは、指令 2006/48/EC 第4条(18)の意味における公的部門の事業体であり、中央政府に所有され、中央政府による明示的な保証があるものをいう。

「第1条(5)(c)事業体 (Article 1(5)(c) Entity)」とは、欧州金融安定ファシリティ及び欧州安定メカニズムをいう。

「中央清算機関 (CCP)」とは、一又は複数の金融市場で取引される契約当事者間に入り、全ての売り手の買い手となり、全ての買い手の売り手となる法人をいう。

「EU 証拠金規制案 (Draft EU Margin Requirements)」とは、2016年3月8日付の欧州市場インフラ規制 (EMIR) 第11条(15)に基づく中央清算機関による清算が行われない店頭デリバティブ契約のリスク軽減手法に関する規制技術基準の最終案をいう。

「DSF 保証 (DSF Guarantee)」とは、欧州議会及び欧州理事会による欧州連合内における契約の直接的、実質的、予測可能な効果に関する規制技術基準並びに規則及び義務回避の防止に関する 2014年2月13日付の EU 規則第 285/2014 号 (Regulation (EU) No 648/2012) 第2条(1)に基づく、FC から第三国事業体に供与される EU 保証であり、第三国事業体と当事者との間の一又は複数の店頭デリバティブ契約について、欧州連合内において「直接的、実質的かつ予測可能な効果」を持たせることができるものをいう。

「欧州市場インフラ規制 (EMIR)」とは、欧州議会及び欧州理事会による店頭デリバティブ、中央清算機関、及び取引情報蓄積機関に関する 2012年7月4日付の欧州連合規制 No 648/2012 をいう。

「EU・AANA」とは、月末時点における非清算集中デリバティブの想定元本金額の合計額の平均をいい、EU 証拠金規制案に従い計算される。

「EU・AANA グループ (EU AANA Group)」とは、EMIR 第2条 16 項に定義される「グループ (group)」をいう。

「EU 保証 (EU Guarantee)」とは、欧州議会及び欧州理事会による欧州連合内における契約の直接的、実質的、予測可能な効果に関する規制技術基準及び規則及び義務回避の防止に関する 2014 年 2 月 13 日付の EU 規則第 285/2014 号 (Regulation (EU) No 648/2012) 第 1 条に定義された「保証 (guarantee)」をいう。

「EU 最終親会社 (EU Ultimate Parent)」とは、EMIR 第 2 条(21)項に定義される「引受け親会社 (parent undertaking)」をいう。

「欧州連合 (European Union)」又は「連合 (Union)」とは、主に欧州に所在する加盟国間におけるより強い経済及び政治的な統合を達成することを目的として、1993 年にマーストリヒト条約により設立された経済的・政治的連合をいう。

「適用除外事業体 (Exempt Entity)」とは、第 1 条(4)(a)事業体、第 1 条(4)(b)事業体、第 1 条(4)(c)事業体、第 1 条(5)(a)事業体、第 1 条(5)(b)事業体、第 1 条(5)(c)事業体、又は非事業組織をいう。

「FC」とは、欧州連合規制 No 648/2012 第 2 条(8)の意味における「金融カウンターパーティー (financial counterparty)」をいう。

「加盟国 (Member States)」とは、EMIR に定める意味をもつ。

「NFC」とは、中央清算機関又は FC 以外の、欧州連合内で設立された事業体をいう。

「NFC-」とは、NFC+ではない NFC をいう。

「NFC+」とは、EMIR 第 10 条(1)(b)で言及される条件を充足する NFC をいう。

「非事業組織 (Non-Undertaking)」とは、EMIR において、事業を引き受けていない自然人又は法人をいう⁴⁵。

「第三国事業体 (Third Country Entity)」とは、EMIR において使用される「第三国事業体 (third country entity)」である事業体をいう⁴⁶。

⁴⁵ 「undertaking」の概念は、EMIR で定義されていません。欧州委員会は、EMIR の FAQ (http://ec.europa.eu/internal_market/financial-markets/docs/derivatives/emir-faqs_en.pdf で入手可能) で、EMIR において何が「undertaking」を構成するか、その解釈を公表しています。

⁴⁶ 「第三国事業体」という用語は EMIR で定義されていません。しかし、一定の債務の適用の関係で、EMIR は EU 域内で設立された事業体と EU 域内で設立されていない事業体とを区別しています。従って、「第三国事業体」とは、EU 域内で設立されていない事業体をいいます (但し、以下の点に従うものとします)。

「設立された」という意味もこの文脈において定義されていません。欧州当局による既存のコメントでは、(当該事業体が、その設立又は組織された場所と異なる限りにおいて、事業を行い現実に所在する法域ではなく) 事業体が設立又は組織された法域に言及しており、例えば、EU 域外で設立された事業体が EU 域内に支店を有することで物理的に存在しているとしても、第三国事業体であることとなります。各事業体は、自らがどこで「設立」されたかを決定する必要があります。

付属書類 IV:定義 - 日本情報

「金融商品取引業等に関する内閣府令（Cabinet Office Ordinance on Financial Instrument Businesses etc.）」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）（その後の改正を含む。）をいう。

「商品取引清算機関（Commodity Clearing Organization）」とは、商品先物取引法第 2 条第 18 項に定義される商品取引清算機関をいう。

「商品先物取引法（Commodity Derivatives Act）」とは、日本の商品先物取引法（昭和 25 年 8 月 5 日法律第 239 号）（その後の改正を含む。）をいう。

「商品取引債務引受業（Commodity Transaction Obligation Assumption Business）」とは、商品先物取引法第 2 条 17 項に定義される商品取引債務引受業をいう。

「金融商品取引法施行令（Enforcement Ordinance of the FIEA）」とは、金融商品取引法施行令（昭和 40 年 9 月 30 日政令第 321 号）（その後の改正を含む。）をいう。

「金融商品取引業者等（FIBO etc.）」とは、金融商品取引法第 34 条にて定義される金融商品取引業者等をいう。

「金融商品取引法（FIEA）」とは、日本の金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）（その後の改正を含む。）をいう。

「金融商品取引清算機関（Financial Instruments Clearing Organization）」とは、金融商品取引法第 2 条 29 項に定義される金融商品取引清算機関をいう。

「金融商品債務引受業（Financial Instruments Obligation Assumption Business）」とは、金融商品取引法第 2 条 28 項に定義される金融商品債務引受業をいう。

「金融商品債務引受業対象業者（Financial Instruments Obligation Assumption Business Operator）」とは、金融商品取引法第 2 条 28 項に定義される金融商品の債務を引き受ける業者をいう。

「外国金融商品取引清算機関（Foreign Financial Instruments Clearing Organization）」とは、金融商品取引法第 2 条 29 項に定義される外国金融商品取引清算機関をいう。

「連携清算機関等（Interoperable Clearing Organization, etc.）」とは、金融商品取引法第 156 条の 20 の 16 第 1 項に定義される連携清算機関等をいう。

「連携金融商品債務引受業務（Interoperable Financial Instruments Obligation Assumption Business）」とは、金融商品取引法第 156 条の 20 の 16 第 1 項に定義される連携金融商品債務引受業務をいう。

「日本 AANA（Japan AANA）」とは、

(i)規制対象金融商品取引業者に関しては、以下の取引（両当事者が、金融商品取引業等に関する内閣府令の(x)第 123 条 11 項 1 号(i)に規定される事業体、又は(y)第 123 条 11 項 4 号(i)に規定される事業体以外の事業体である取引に限り、日本 AANA グループによって及びその間で締結された取引を除く。）に関する参照年の直前の年の 3 月から 5 月（参照期間が 9 月から 12 月の場合、参照年の 3 月から 5 月）までの本人及びその日本 AANA グループ（本人を除く。）の月末時点における想定元本金額の合計額の平均をいう。

- (a) 非清算店頭デリバティブ取引（金融商品債務引受業対象業者以外の事業体により締結された非清算店頭デリバティブ取引に関して、日本法以外の法律により設立された会社その他の法人であり、日本国外で金融商品債務引受業と同じ種類の事業を行っている者により清算されるものを除く。）
- (b) 店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機関又は日本法以外の法律により設立された会社その他の法人であり、日本国外で商品取引債務引受業又は商品先物取引法第 170 条 1 項に規定される事業と同じ種類の事業を行っている者により清算されるものを除く。）及び
- (c) 先物外国為替取引

(ii) 規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者に関しては、以下の取引に関する取引（両当事者が、金融商品取引業等に関する内閣府令の(x)第 123 条 11 項 1 号(i)に規定される事業体、又は(y)第 123 条 11 項 4 号(i)に規定される事業体以外の事業体である取引に限り、日本 AANA グループによって及びその間で締結された取引を除く。）の特徴を含むがこれに限定されない様々な要因に基づき、合理的な方法により決定される、参照年の直前の年の 3 月から 5 月（参照期間が 9 月から 12 月の場合、参照年の 3 月から 5 月）までの本人及びその日本 AANA グループ（本人を除く。）の月末時点において推定される想定元本金額の合計額の平均をいう。

- (a) 店頭デリバティブ取引（但し、(x)金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合、連携清算機関等を含む。）、(y)外国金融商品取引清算機関、又は(z)日本国外において金融商品債務引受業と同一の種類の事業を営む日本法以外の法律により設立された法人その他の法的事業体により清算されるものを除く。）
- (b) 店頭商品デリバティブ取引（商品取引清算機構、又は日本国外において商品取引債務引受業と同一の種類の事業又は商品先物取引法 170 条 1 項に規定される事業を営む日本法以外の法律により設立された法人その他の法的事業体により清算される取引を除く。）及び
- (c) 先物外国為替取引、及び

(iii) 規制対象受託者に関しては、以下の取引（両当事者が、金融商品取引業等に関する内閣府令の(x)第 123 条 11 項 1 号(i)に規定される事業体、又は(y)第 123 条 11 項 4 号(i)に規

定される事業体以外の事業体である取引に限る。)に関する参照年の直前の年の3月から5月(参照期間が9月から12月の場合、参照年の3月から5月)までの信託の受託者としての本人の月末時点における想定元本金額の合計額の平均をいう。

(a) 非清算店頭デリバティブ取引

(b) 店頭商品デリバティブ取引(商品取引清算機構又は日本国外において商品取引債務引受業と同一の種類の実業又は商品先物取引法170条1項に規定される事業を営む日本法以外の法律により設立された法人その他の法的事業体により清算される取引を除く。)及び

(c) 先物外国為替取引

「日本 AANA グループ (Japan AANA Group)」とは、子会社等(もしあれば)、親会社等(もしあれば)及び、当該親会社等の子会社等(もしあれば)をいう。

「日本証拠金規制 (Japan Margin Requirements)」とは、金融商品取引法第40条第2号並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第123条1項21-5及び21-6、7項から11項に規定される証拠金規制をいう。

「日本最終親会社 (Japan Ultimate Parent)」とは、本レターのセクション4(c)(ii)において示されている各人をいう。

「非清算店頭デリバティブ取引 (Non-cleared OTC Derivative Transaction)」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条1項21-5号において定義された非清算店頭デリバティブ取引をいう。

「店頭商品デリバティブ取引 (OTC Commodity Derivative Transaction)」とは、商品先物取引法第2条14項に定義された店頭商品デリバティブ取引をいう。

「店頭デリバティブ取引 (OTC Derivative Transaction)」とは、金融商品取引法第2条22項に定義された店頭デリバティブ取引をいう。

「親会社等 (Parent Companies etc.)」とは、金融商品取引法施行令第15条の16第3項において定義された親会社等をいう。

「参照期間 (Reference Time)」とは、非清算店頭デリバティブ取引が締結された期間をいう。

「参照年 (Reference Year)」とは、参照期間が発生した年をいう。

「規制対象金融商品取引業者等 (Regulated FIBO etc.)」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条10項4号(i)及び(ロ)に規定されるいずれの種類にも該当しない金融商品取引業者等をいう(規制対象受託者の種類に該当する金融商品取引業者等を除く。)

「規制対象金融商品取引業者等類似外国事業者 (Regulated FIBO etc. Equivalent at Offshore)」とは、(i)金融商品取引業者等ではなく、(ii)金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条 10 項 1 号(i)及び(ロ)に規定される条件を満たす者をいう。

「規制対象受託者 (Regulated Trustee)」とは、信託の受託者として行為する金融商品取引業者等であり、その信託財産が金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条 10 項 2 号に規定される条件を充足しないものをいう。疑義を避けるために付言すると、当該信託に帰属する非清算店頭デリバティブ取引は日本証拠金規制の対象外となるものではない。

「子会社等 (Subsidiaries etc.)」とは、金融商品取引法施行令第 15 条の 16 第 3 項に定義される子会社等をいう。

付属書類 V : 定義 – スイス情報

「FC-」とは、FMIO 第 88 条(2)と併せて解釈される FMIA 第 99 条の意味における小規模な「金融機関カウンターパーティー (financial counterparty)」をいう。

「FC+」とは、FMIA 第 93 条(2)の意味における「金融機関カウンターパーティー (financial counterparty)」であり、FC-ではないものをいう。

「FMIA」とは、2015 年 6 月 19 日付の金融市場基盤並びに有価証券及びデリバティブ・トレーディングにおける市場行動に関するスイス連邦法をいう。

「FMIA・AANA」とは、FMIO 第 131 条(4)(a)及び(5)(a-d)に従い計算される、月末時点における非清算集中デリバティブの想定元本金額の合計額の平均をいう。

「FMIA・AANA グループ (FMIA AANA Group)」とは、FMIO 第 131 条(4)(a)及び(5)(a-d)の意味における金融グループ、保険グループ又はその他のグループをいう。

「FMIA 第 93 条(4)(a)事業体 (FMIA Article 93(4)(a) Entity)」とは、国際的な開発金融機関をいう。

「FMIA 第 93 条(4)(b)事業体 (FMIA Article 93(4)(b) Entity)」とは、社会保障機構を含むスイス連邦、州、コミューンに属する組織、又は、当該スイス連邦、州、コミューンが債務を負っている組織をいう。但し、スイス金融機関カウンターパーティーである者を除く。

「FMIA 第 94 条(1)(a)事業体 (FMIA Article 94(1)(a) Entity)」とは、スイス連邦、州及びコミューンをいう。

「FMIA 第 94 条(1)(b)事業体 (FMIA Article 94(1)(b) Entity)」とは、スイス国立銀行をいう。

「FMIA 第 94 条(1)(c)事業体 (FMIA Article 94(1)(c) Entity)」とは、国際決済銀行をいう。

「FMIA 第 94 条(2)事業体 (FMIA Article 94(2) Entity)」とは、FMIA 第 94 条(2)の下で連邦理事会により FMIA のタイトル 3 (市場行動) 第 1 章 (デリバティブ・トレーディング) から除外される事業体をいい、従って、FMIO 第 79 条において列挙される公的な機関に含まれる組織を含む。それらは、(a)外国の中央銀行、(b)欧州中央銀行、(c)欧州金融安定ファシリティ、(d)欧州金融安定メカニズム、(e)国家の債務の管理について責任を負い、又は関与する公的機関又は官庁、及び(f)非競争的で非営利を前提として、国の代理で貸付を行う目的で中央政府又は地方政府により設立される金融機関を含む。

「FMIA 適用除外事業体 (FMIA Exempt Entity)」とは、FMIA 第 93 条(4)(a)事業体、FMIA 第 93 条(4)(b)事業体、FMIA 第 94 条(1)(a)事業体、FMIA 第 94 条(1)(b)事業体、FMIA 第 94 条(1)(c)事業体、FMIA 第 94 条(2)事業体又は FMIA 非事業体組織をいう。

「FMIA 証拠金規制 (FMIA Margin Requirements)」とは、FMIA 第 110 条及び 111 条、並びに FMIO 第 94 条及び第 100 条から 107 条までに基づく FMIA の証拠金規制をいう。

「FMIA 最終親会社 (FMIA Ultimate Parent) 」とは、(FMIA 第 3 条(1)(a)に定義される。)
「引受け親会社 (parent undertaking) 」をいう。

「FMIA 非事業体組織 (FMIA Non-Undertaking Entity) 」とは、FMIO 第 77 条の意味における
事業体ではないカウンターパーティーをいう。

「FMIA 第三国事業体 (FMIA Third-Country Entity) 」とは、FMIA 及び FMIO においてその用語
が使用される「第三国事業体 (ausländische Gegenpartei/contrepartie étrangère) 」である事
業体をいう⁴⁷。

「FMIO」とは、2015 年 11 月 25 日付の金融市場基盤並びに有価証券及びデリバティブ・トレ
ーディングにおける市場行動に関するスイス連邦理事会による命令 (Swiss Federal Council
Ordinance on Financial Market Infrastructures and Market Conduct in Securities and Derivatives
Trading) をいう。

「NFC-」とは、FMIO 第 88 条(1)と併せて解釈される FMIA 第 98 条の意味における小規模な
「非金融機関カウンターパーティー (non-financial counterparty) 」をいう。

「NFC+」とは、FMIA 第 93 条(3)の意味における「非金融機関カウンターパーティー (non-
financial counterparty) 」であり、NFC-ではないものをいう。

⁴⁷ 「第三国事業体 (ausländische Gegenpartei/contrepartie étrangère) 」という用語は、FMIA/FMIO において定義
されていません。しかし、一定の債務の適用において、FMIA はスイス国内において登記のある事業体とスイス
国内において登記がない事業体を区別しています。その結果として、カウンターパーティーがスイス国内に登記
されている場合、同人は FMIA の支配下にあり、従って、FMIA の見地からは第三国事業体とみなされることは
ありません。「FMIA 第三国事業体」とは、スイス国内において何らの登記をしておらず、かつ、第三国事業体
の本国において適切な規制及び監督を受けていないために、連邦理事会によって特別に FMIA の対象とされる
FMIA 第三国事業体のスイス支店でない事業体をいいます。

付属書類 VI:定義 — 米国情報

「関係会社 (Affiliate)」とは、(i)PR 証拠金規制の場合、PR Reg. 2 で定義される「関係会社」をいい、(ii)CFTC 証拠金規制の場合、CFTC Reg. 23.151 で定義される「証拠金関係会社」をいう。

「CEA」とは、米国商品取引法（その後の改正を含む。）をいう。

「CFTC」とは、米国商品先物取引委員会をいう。

「CFTC 専属金融子会社適用除外 (CFTC Captive Finance Company Exemption)」とは、CEA § 2(h)(7)(C)(iii)における「金融事業体 (financial entity)」の定義からの除外について適格性を有する事業体についての証拠金規制からの適用除外をいう。

「CFTC 免除協同組合適用除外 (CFTC Exempt Cooperative Exemption)」とは、本来 CEA § 2(h)(1)(A)の条件に従うべき協同組合組織に関して CEA 第 4 条 4(c)(1)の権限に基づき CFTC が交付する規則、規制又は命令の下で、清算義務からの除外について適格性を有する事業体についての証拠金規制からの適用除外をいう⁴⁸。

「CFTC 金融エンドユーザー (CFTC Financial End User)」とは、CFTC Reg. 23.151 に定義された「金融エンドユーザー」をいう⁴⁹。

「CFTC 外国連結子会社 (CFTC Foreign Consolidated Subsidiary)」とは、CFTC Reg. 23.160(a)(1)に定義された「外国連結子会社」をいう。

「CFTC 保証 (CFTC Guarantee)」とは、CFTC Reg. 23.160(a)(2)に定義された「保証 (guarantee)」をいう⁵⁰。

⁴⁸ CFTC Reg.50.51 を参照。

⁴⁹ この定義は、公表時に存在していたため、本レターの末尾に参照の利便性を考慮して定義しています。

⁵⁰ 参照の利便性のためにのみ記すと、本レターの公表日において、CFTC Reg.23.160(a)(2)は以下のとおり規定しています。

保証とは、非清算スワップの一方当事者が、当該非清算スワップに基づくカウンターパーティーの債務について、保証人に対する遡及権を有する取決めをいいます。この場合、非清算スワップの一方当事者は、当該当事者が、非清算スワップに基づくカウンターパーティーの債務の全部又は一部について、保証人からの支払を受領しその他回収する法的に実行可能な条件付又は無条件の保証人に対する遡及権を有することになります。加えて、保証人が、非清算スワップに基づくカウンターパーティーの債務の全部又は一部について別の保証人からの支払を受領しその他回収する法的に実行可能な条件付又は無条件の権利を有する取決めの場合、かかる取決めは当該別の保証人による非清算スワップに基づくカウンターパーティーの債務の保証とみなされます。

「CFTC 証拠金規制 (CFTC Margin Requirements)」とは、CEA § 4s(e)に基づき、CFTC により採用された証拠金規制をいう。

「CFTC 非金融機関適用除外 (CFTC Non-Financial Entity Exemption)」とは、CEA § 2(h)(7)(C)(i)における「金融機関 (financial entity)」の一般的な定義を満たさない事業体についての証拠金規制からの適用除外をいう。

「CFTC 小規模銀行適用除外 (CFTC Small Bank Exemption)」とは、CEA § 2(h)(7)(C)(ii)及び CFTC Reg. 50.50(d)における「金融機関 (financial entity)」の定義からの除外につき適格性を有する事業体についての証拠金規制からの適用除外をいう。

「CFTC 財務関係会社適用除外 (CFTC Treasury Affiliate Exemption)」とは、CEA § 2(h)(7)(D)及び施行規則における基準を充足する事業体についての証拠金規制からの適用除外をいう。

「CFTC 米国人 (CFTC US Person)」とは、CFTC Reg. 23.160(a)(10)に定義される「米国人 (U.S. person)」をいう⁵¹。

「清算義務 (Clearing Requirement)」とは、(i)スワップの場合、CEA § 2(h)(1)をいい、(ii)有価証券関連スワップの場合、証券取引法 § 3C(a)(1)をいう。

「証券取引法 (Exchange Act)」とは、1934年米国証券取引法（その後の改正を含む。）をいう。

「ヘッジ適用除外スワップ (Hedging Exempt Swap)」とは、PR Reg. 1(d)、CFTC Reg. 23.150(b)又は証券取引法第 15 条 F(e)(4)に基づき、適用除外となるスワップ又は有価証券関連スワップをいう。

⁵¹ 参照の利便性のためにのみ記すと、本レターの公表日において、CFTC Reg. 23.160(a)(10)は以下のとおり規定しています。

米国人とは、(i)米国内に居住する自然人、(ii)死亡時に米国内の居住者であった故人の遺産、(iii)会社、パートナーシップ、有限責任会社、ビジネストラストその他の信託、組合、合資会社、ファンド又はこれらいずれかと類似する形式の事業体（本セクションの(a)(10)(iv)又は(v)に規定する事業体以外のもの）（「法的事業体」）であり、米国の法律の下で組織され又は設立され、あるいは、米国内において主たる事業所（当該法的事業体の支店を含む。）を有するもの、(iv)本セクションの(a)(10)(iii)に規定する法的事業体の従業員、役員、社長のための年金制度（但し、当該年金制度が主として当該事業体の外国人である従業員のためのものである場合を除く。）、(v)米国内の州その他の米国の法域の法律に準拠する信託であり、米国内の裁判所がかかる信託の管理について主たる監督権を行使することができるもの、(vi)（有限責任会社、有限責任パートナーシップ、その他類似の全ての事業体所有者が有限責任であるもの以外の）法的事業体であり、本セクションの(a)(10)(i)から(v)に規定する者の一又は複数に所有され、それらの者が当該法的事業体の債務について無限責任を負担するもの（当該法的事業体の支店を含む。）、又は(vii)個別勘定又は共同勘定（一任勘定であるとかかを問わない。）であり、その実質的所有者が（又は、共同勘定の場合、実質的所有者のうち 1 名が）、本セクションの(a)(10)(i) から(vi)に規定する者であることをいいます。

「主要有価証券関連スワップ参加者 (Major Security-Based Swap Participant)」とは、証券取引法§ 3(a)(67)及びその下で採択された規則で定義される「主要有価証券関連スワップ参加者 (major security-based swap participant)」をいう。

「主要スワップ参加者 (Major Swap Participant)」とは、CEA § 1a(33)において定義された「主要スワップ参加者 (major swap participant)」をいう。

「重大なスワップ・エクスポージャー (Material Swaps Exposure)」とは、PR Reg._2 及び CFTC Reg. 23.151.に定義される「重大なスワップ・エクスポージャー (material swaps exposure)」をいう。

「PR 金融エンドユーザー (PR Financial End User)」とは、PR Reg._2に定義される「金融エンドユーザー (financial end user)」をいう⁵²。

「PR 外国連結子会社 (PR Foreign Consolidated Subsidiary)」とは、米国又は米国内のいずれかの州の法律に基づいて設立された事業体の子会社であるスワップ事業体をいう。

「PR 証拠金規制 (PR Margin Requirements)」とは、CEA § 4s(e)及び証券取引法§15F(e)に基づき、PR が採択した証拠金規制をいう。

「PR 米国支店 (PR US Branch)」とは、米国又は米国内のいずれかの州の法律に基づいて設置され又は認可を受けた支店又は代理店をいう。

「PR 米国人 (PR US Person)」とは、(i)非米国銀行の米国の支店、事務所又は代理店以外の米国又はいずれかの米国内の州の法律に基づいて設立された事業体、又は(ii)米国の居住者である自然人をいう⁵³。

「PR (Prudential Regulator)」とは、CEA § 1a(39)に定義される「健全性規制当局 (prudential regulator)」をいう。

「SEC」とは、米国証券取引委員会をいう。

「有価証券関連スワップ (Security-Based Swap)」とは、証券取引法§3(a)(68)及びその下で採択された規則に定義される「有価証券関連スワップ (security-based swap)」をいう。

「有価証券関連スワップ・ディーラー (Security-Based Swap Dealer)」とは、証券取引法§3(a)(71)及びその下で採択された規則において定義された「有価証券関連スワップ・ディーラー (security-based swap dealer)」をいう。

⁵² この定義は、公表時に存在していたため、本レターの末尾に参照の利便性を考慮して定義しています。

⁵³ PR Reg._9(b)(1)参照。

「子会社 (Subsidiary)」とは、PR Reg._2 で定義される「子会社 (subsidiary)」をいう⁵⁴。

「スワップ (Swap)」とは、CEA§1a(47)及びその下で採択された規則に定義される「スワップ (swap)」をいう。

「スワップ・ディーラー (Swap Dealer)」とは、CEA § 1a(49)及びその下で採択された規則に定義される「スワップ・ディーラー (swap dealer)」をいう。

「スワップ事業体 (Swap Entity)」とは、スワップ・ディーラー、有価証券関連スワップ・ディーラー、主要スワップ参加者又は主要有価証券関連スワップ参加者をいう。

「スワップ・ヘッジ適用除外 (Swaps Hedging Exemption)」とは、PR Reg._1(d)(1)に基づくPR 証拠金規制、又は CFTC Reg. 23.150(b)に基づく CFTC 証拠金規制からの適用除外をいう。

「スワップ・ヘッジ適用除外報告要件 (Swaps Hedging Exemption Reporting Requirement)」とは、CFTC Reg. 50.50(b)の報告要件をいう。

「スワップ・ヘッジ要件 (Swaps Hedging Requirement)」とは、CFTC Reg. 50.50(c)の要件をいう。

「非清算スワップ (Uncleared Swap)」とは、(i)PR 証拠金規制の場合、PR Reg._2 に定義される「中央清算されないスワップ (non-cleared swap)」をいい、(ii)CFTC 証拠金規制の場合、CFTC Reg. 23.151 に定義される「非清算スワップ (uncleared swap)」をいう。

「非清算有価証券関連スワップ (Uncleared Security-Based Swap)」とは、(i)PR 証拠金規制の場合、PR Reg._2 に定義される「中央清算されない有価証券関連スワップ (non-cleared security-based swap)」をいい、(ii)CFTC 証拠金規制の場合、CFTC Reg. 23.151 に定義される「非清算有価証券関連スワップ (uncleared security-based swap)」をいう。

「米国 AANA (US AANA)」とは、非清算スワップ、非清算有価証券関連スワップ、外国為替スワップ、及び外国為替フォワード（ヘッジ適用除外スワップを除く。）に関する[当該年]の 3

⁵⁴ 参照の利便性のためにのみ記すと、本レターの公表日において、PR Reg._2 は、該当部分において以下のとおり規定しています。

子会社： (1)米国一般会計原則、国際会計基準その他類似の基準に従い作成される財務諸表において他の会社の連結対象となっている場合、(2)それらの会計原則や会計基準に従わない会社については、それらの会計原則や会計基準の適用があるとすれば本定義の(1)に記載のように連結対象になっていたと考えられる場合、又は(3)[エージェンシー]が、一方の会社が他方の会社に対して重要な支援を提供するか又はその損失リスクの重大な影響を受けるとの判断に基づき、当該会社が他方の会社の子会社であると決定した場合、当該会社は他の会社の子会社であるものとする。

月、4月及び5月における日次の想定元本金額の合計額の平均をいい、かかる金額は、営業日にのみ計算され、関係会社間の取引は一回のみカウントされる。

「米国 AANA グループ (US AANA Group)」とは、関係会社のグループをいう。

「米国外国為替フォワード (US Foreign Exchange Forward)」とは、CEA§1a(24)において定義された「外国為替フォワード (foreign exchange forward)」をいう。

「米国外国為替スワップ (US Foreign Exchange Swap)」とは、CEA§1a(25)において定義された「外国為替スワップ (foreign exchange swap)」をいう。

「米国証拠金規制 (US Margin Requirements)」とは、PR 証拠金規制及び CFTC 証拠金規制をいう。

「米国最終親会社 (US Ultimate Parent)」とは、本レターのセクション 6(e)(i)(2)において示されているものをいう。

CFTC 金融エンドユーザー

参照の利便性のためにのみ、CFTC Reg. 23.150 ([●年●月●日]付) における「金融エンドユーザー」の定義を以下に記載します。

金融エンドユーザーとは

- (1) スワップ事業体ではないカウンターパーティーであり、かつ、以下のいずれかである者をいう。
 - (i) 銀行持株会社又はその証拠金関係会社、貯蓄貸付組合の持株会社、12 C.F.R. 252.153 を遵守するために設立され又は指定された米国中間持株会社、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法 (12 U.S.C. 5323) のタイトル I に基づき、連邦準備制度理事会の監督下にあるノンバンク金融機関。
 - (ii) 預金取扱金融機関、外国銀行、連邦信用組合法 (12 U.S.C. 1752(1)及び(6)) のセクション 2 に定義される連邦の信用組合又は州の信用組合、銀行持株会社法 (12 U.S.C. 1841(c)(2)(D)) のセクション 2(c)(2)(D) に記載された信託若しくは受託者としてのみ機能する機関、銀行持株会社法 (12 U.S.C. 1841(c)(2)(H)) のセクション 2(c)(2)(H) に記載された産業融資会社、産業銀行その他類似の機関。
 - (iii) 以下のいずれかとして州により認可又は登録された事業体。
 - (A) 金融会社を含むクレジット会社若しくは貸付事業体、貸金業者、分割貸金業者、消費者貸金業者、住宅ローン融資会社、ブローカー若しくは銀行、自動車担保付ローン業者、ペイデイローン若しくは延払い預金の貸金業者、プレミアム・ファイナンス会社、商業金融会社又は商業用不動産会社。但し、顧客に商品又はサービスを直接販売する目的にのみファイナンスを提供するため登録又は認可された事業体を除く。
 - (B) 小切手現金化を含む現金サービス事業、送金業者、通貨両替業者、郵便為替又はトラベラーチェック発行者。
- (iv) 1992 年連邦住宅金融機関の財務安全性及び健全性法 (12 U.S.C. 4502(20)) セクション 1303 (20) で定義される規制対象事業体、又は、連邦住宅金融局又はその承継者が主たる規制監督者となっている事業体。
- (v) 1971 年農業金融法 (その後の改正を含む。) (12 U.S.C et seq) に基づき設立され、農業金融局の規制対象となる団体。
- (vi) 証券持株会社、ブローカー又はディーラー、1940 年投資顧問法 (15 U.S.C. 80b-2(a)) セクション 202(a) に定義される投資顧問、1940 年投資会社法 (15 U.S.C. 80a-1 et seq.) に基づいて証券取引委員会に登録されている投資会社、1940 年投資会社法 (15 U.S.C. 80a-53(a)) セクション 54(a) に基づいて事業開発

会社として規制対象となることを選択した会社、又は 1934 年証券取引法（15 U.S.C. 78a et seq.）に基づいて有価証券関連スワップ・ディーラー又は主要有価証券関連スワップ当事者として米国証券取引委員会に登録している者。

- (vii) 1940 年投資顧問法（15 U.S.C. 80-b-2(a)）セクション 202(a)に定義されるプライベート・ファンド、1940 年投資会社法セクション 3 の下でセクション 3 (c)(5)(C)がなければ投資会社であろう事業体、又は証券取引委員会の投資会社法規則 3a-7（このタイトルの§ 270.3a-7）に基づいて 1940 年投資会社法セクション 3 における投資会社とみなされない事業体。
 - (viii) 商品ファンド、商品ファンド運営者、商品取引アドバイザー、フロア・ブローカー、フロア・トレーダー、取次ぎブローカー又は先物取次業者。
 - (ix) 1974 年従業員退職所得保障法（29 U.S.C. 1002）セクション 3 の(3)及び(32)に定義される従業員給付制度。
 - (x) 主に保険又は保険会社が引き受けたリスクの再保険に従事するために組織されるか、又は州の保険業規制機関あるいは外国の保険業規制機関の監督に服する事業体。
 - (xi) 主にローン、証券、スワップ、ファンドその他の資産への投資若しくはトレーディング又は投資若しくはトレーディングの促進のために、投資家からの資金を集めるか、顧客からの資金を受け入れるか、又は自己資金を使う事業体、法人又は取決め、または、自らをそのように規定した事業体、法人又は取決め。
 - (xii) 米国又は米国内の州の法律に基づいて組織されていたとすれば、本定義の第(1)項に規定される金融エンドユーザー又はスワップ事業体であったであろう事業体。
- (2) 「金融エンドユーザー」という用語には、以下のカウンターパーティーは含まれない。
- (i) ソブリン
 - (ii) 国際的な開発金融機関
 - (iii) 国際決済銀行
 - (iv) 1936 年商品取引法(7 U.S.C. 2(h)(7)(C)(iii))セクション 2(h)(7)(C)(iii)及びその施行規則に基づき金融機関の定義から除外されている事業体
 - (v) 1936 年商品取引法(7 U.S.C. 2(h)(7)(D))セクション 2(h)(7)(D)に基づき、清算義務の免除について適格性を有する関係会社
 - (vi) 商品先物取引委員会が、その規則により 23.150 から 23.161 までの条件を免除する適格性のある財務関係会社

PR 金融エンドユーザー

参照の利便性のためにのみ、PR Reg. 2 ([●年●月●日]付) における「金融エンドユーザー」の定義を以下に記載します。

金融エンドユーザーとは

- (1) スワップ事業体ではないカウンターパーティーであり、かつ、以下のいずれかである者をいう。
 - (i) 銀行持株会社又はその関係会社、貯蓄貸付組合の持株会社、12 C.F.R. 252.153 を遵守するために設立され又は指定された米国中間持株会社、ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法 (12 U.S.C. 5323) のタイトル I に基づき、連邦準備制度理事会の監督下にあるノンバンク金融機関。
 - (ii) 預金取扱金融機関、外国銀行、連邦信用組合法 (12 U.S.C. 1752(1)及び(6)) のセクション 2 に定義される連邦の信用組合又は州の信用組合、銀行持株会社法 (12 U.S.C. 1841(c)(2)(D))のセクション 2(c)(2)(D)に記載された信託若しくは受託者としてのみ機能する機関、銀行持株会社法(12 U.S.C. 1841(c)(2)(H))のセクション 2(c)(2)(H)に記載された産業融資会社、産業銀行その他類似の機関。
 - (iii) 以下のいずれかとして州により認可又は登録された事業体。
 - (A) 金融会社を含むクレジット会社若しくは貸付事業体、貸金業者、分割貸金業者、消費者貸金業者、住宅ローン融資会社、ブローカー若しくは銀行、自動車担保付ローン業者、ペイデイローン若しくは延払い預金の貸金業者、プレミアム・ファイナンス会社、商業金融会社又は商業用不動産会社。但し、顧客に商品又はサービスを直接販売する目的にのみしてファイナンスを提供するため登録又は認可された事業体を除く。
 - (B) 小切手現金化を含む現金サービス事業、送金業者、通貨両替業者、郵便為替又はトラベラーチェック発行者。
- (iv) 1992 年連邦住宅金融機関の財務安全性及び健全性法 (その後の改正を含む。) (12 U.S.C. 4502(20)) セクション 1303 (20) で定義される規制対象事業体、又は、連邦住宅金融局又はその承継者が主たる規制監督者となっている事業体。
- (v) 1971 年農業金融法 (その後の改正を含む。) (12 U.S.C et seq) に基づき設立され、農業金融局の規制対象となる団体。
- (vi) 証券持株会社、ブローカー又はディーラー、1940 年投資顧問法 (15 U.S.C. 80b-2(a)) セクション 202(a)に定義される投資顧問、1940 年投資会社法 (15 U.S.C. 80a-1 et seq.) に基づく米国証券取引委員会に登録されている投資会社、

又は 1940 年投資会社法 (15 U.S.C. 80a-53(a)) セクション 54(a)に基づいて事業開発会社として規制対象となることを選択した会社。

- (vii) 1940 年投資顧問法 (15 U.S.C. 80-b-2(a)) セクション 202 (a)に定義されるプライベート・ファンド、1940 年投資会社法セクション 3 の下でセクション 3 (c)(5)(C)がなければ投資会社であろう事業体、又は証券取引委員会の投資会社法規則 3a-7 (17 C.F.R. 270.3a-7) に基づいて 1940 年投資会社法セクション 3 における投資会社とみなされない事業体。
 - (viii) 1936 年商品取引法 (7 U.S.C. 1a(10)、1a(11)、及び 1a(12)) の各セクション 1a(10)、1a(11)、及び 1a(12)に定義される商品ファンド、商品ファンド運営者、商品取引アドバイザー、それぞれ 1936 年商品取引法 (7 U.S.C. 1a(22)、1a(23)、及び 1a(31)) のセクション 1a(22)、1a(23)及び 1a(31)に定義されるフロア・ブローカー、フロア・トレーダー、取次ぎブローカー、又は、1936 年商品取引法 (7 U.S.C. 1a(28)) のセクション 1a(28)に定義される先物取次業者。
 - (ix) 1974 年従業員退職所得保障法 (29 U.S.C. 1002) セクション 3 の(3)及び(32)に定義される従業員給付制度。
 - (x) 主に保険又は保険会社が引き受けたリスクの再保険に従事するために組織されるか、又は州の保険業規制機関あるいは外国の保険業規制機関の監督に服する事業体。
 - (xi) 再販売その他の処分を行うことを目的として、主にローン、証券、スワップ、ファンドその他の資産への投資若しくはトレーディング又は投資若しくはトレーディングの促進のために、投資家からの資金を集めるか、顧客からの資金を受け入れるか、又は自己資金を使う事業体、法人又は取決め、または、自らをそのように規定した事業体、法人又は取決め。
 - (xii) 米国又は米国内の州の法律に基づいて組織されていたとすれば、本定義の第(1)項に規定される金融エンドユーザー又はスワップ事業体であったであろう事業体。
- (2) 「金融エンドユーザー」という用語には、以下のカウンターパーティーは含まれない。
- (i) ソブリン
 - (ii) 国際的な開発金融機関
 - (iii) 国際決済銀行
 - (iv) 1936年商品取引法 (7 U.S.C. 2(h)(7)(C)(iii)) セクション 2(h)(7)(C)(iii)及びその施行規則に基づき金融機関の定義から除外されている事業体

- (v) 1936年商品取引法（7 U.S.C. 2(h)(7)(D)）セクション 2(h)(7)(D)又は1934年証券取引法（15 U.S.C. 78c-3(g)(4)）セクション 3C(g)(4)及び施行規則に基づき、清算義務の免除について適格性を有する関係会社